

岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱

平成25年3月21日農経第1246号
最終改正 令和3年4月1日農経第98号

第1 通 則

県は、農業者の計画的な経営発展を支援し、効率的かつ安定的な農業経営の育成により地域産業の発展を図るため、認定農業者が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）又は公庫の受託金融機関（以下「融資機関」という。）から農業経営基盤強化資金の融資を受けた場合で、認定農業者の借入金利負担を軽減するために市町村が行う利子助成に要する経費に対し、予算の範囲内において当該市町村に岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 定 義

この要綱において「利子助成対象者」とは、この要綱の施行により廃止された岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成18年4月1日農振第63号。以下「旧要綱」という。）に基づき、知事から利子助成の承諾を受けた者をいう。

第3 補助金の額等

- 1 補助金交付の対象となる経費は、市町村が行う利子助成対象者に対する利子助成に要する経費とする。
- 2 補助金の額は、利子助成対象者ごとに、旧要綱に基づき知事が承諾した利子助成率により算出された額とする。
- 3 補助金の交付期間は、利子助成対象者ごとに知事が旧要綱に基づき承諾した期間とする。

第4 補助金の交付申請及び実績報告

補助金の交付申請をしようとする市町村長は、前年の1月1日から12月31日までの期間に係る補助金について、農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付申請書（実績報告）（別記第1号様式）に利子助成金明細書（別記第2号様式）を添付して、毎年度2月15日までに知事に提出するものとする。

第5 補助金の交付決定及び額の確定

知事は、第4の交付申請書を受理したときは内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付の決定を行い、速やかに農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付決定通知書（別記第3号様式）を市町村長に交付するものとする。

なお、規則第14条に規定する補助金の額の確定は、交付決定をもって確定したものとみなす。

第6 補助金の交付

知事は、原則として、第5の規定による補助金等の額の確定後において補助金を交付するものとする。

第7 利子助成条件の変更

1 融資機関は、旧要綱に基づき知事が承諾した利子助成の内容について、次の(1)から(3)の事項を変更しようとする場合は、農業経営基盤強化資金利子助成条件変更申請書(別記第4号様式)を知事に提出するものとする。この場合において、融資機関が独自の判断で行った償還条件の緩和に伴う条件変更については、これを認めないものとする。

(1) 利子助成期間又は据置期間の延長

利子助成期間又は据置期間の延長は、災害(暴風雨、豪雨、地震、降雪、低温、降霜等)、家畜伝染病、火災及び盗難のほか、交付対象者又は交付対象者と住居及び生計を一にする家族の死亡、疾病又は負傷等やむを得ない理由により農産物、畜産物等の減収量が平年の3割以上であり、かつその減収による損失額が平年における農業総収入の1割以上であると認められる場合に限り認めるものとし、延長期間は農業経営基盤強化資金実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知)第3の5に定める期間を限度とする。

なお、利子助成期間又は据置期間を延長する場合は、次の書類を農業経営基盤強化資金利子助成条件変更申請書に添付するものとする。

- ア 災害の場合は市町村長による罹災証明書の写し
- イ 死亡の場合は市町村による証明書の写し
- ウ 疾病及び負傷の場合は医師による証明書の写し
- エ 盗難の場合は警察署長による証明書の写し
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) その他の利子助成条件の変更

一部繰上による利子助成期間の短縮、払込日及び償還方法の変更など、(1)以外の利子助成条件の変更を行う場合を対象とする。

ただし、条件変更後に県が支払う利子助成金及び補助金の総額は、利子助成承諾時の条件で算出した利子助成金の総額を超えないものとする。

(3) 債務継承に係る利子助成対象者の変更

ア 債務継承に係る利子助成対象者の変更は、次の①から③に掲げる要件を全て満たす場合に限り認めるものとする。

① 当該債務の継承について、十分に必然性及び因果関係があると認められること(法人化、相続、保証人の債務引き受け)。

なお、利子助成対象者から債務を引き受けた者(法人・相続人・保証人)へ当該債務対象施設・設備の所有権が引き継がれていなければならない。

② 当該債務を継承した者が農業を営む者であること。

③ 当該債務対象施設・設備の使用目的に変更がなく、引き続き農業経営のために使用されることが確実であること。

イ 債務継承に係る利子助成対象者を変更する場合は、次の書類を農業経営基盤強化資金利子助成条件変更申請書に添付するものとする。

① 法人の登記簿謄本、法人の決算書(科目内訳明細書を含む)(法人化)

② 債務を継承した者と融資機関が交わした交付申請等に係る委任状

③ 戸籍謄本の写し(相続)

④ 保証書の写し(保証人)

⑤ その他債務継承を確認できる書類(農業経営改善計画変更認定書写し等)

2 知事は、1の(1)から(3)の変更内容を審査し適当と認めた場合は、農業経営基盤強化資金利子助成条件変更承諾書(別記第5号様式)を融資機関に交付するとともに、市町村長へ写しを送付するものとする。

3 知事は、条件変更の承諾に当たり、必要に応じて特別融資制度推進会議に対し意見を求めるものとする。

第 8 利子助成条件の変更報告

- 1 融資機関は、人格の変更を伴わない利子助成対象者の名称又は住所に変更があった場合及び利子助成対象者である法人の代表者に変更があった場合は、速やかに農業経営基盤強化資金利子助成条件変更報告書（別記第 6 号様式）に変更を証明する書類を添付して、知事に提出するものとする。
- 2 利子助成対象者が全額繰上償還した場合は、融資機関は、速やかに農業経営基盤強化資金全額繰上償還状況報告書（別記第 7 号様式）を知事に提出するものとする。

第 9 交付決定の取消し

知事は、市町村長が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 10 補助金の返還

知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第 11 報告の徴収等

市町村、融資機関及び利子助成対象者は、知事が当該補助金に係る資金の融資等に関し、報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

第 12 書類の提出

この要綱に基づく書類は、岐阜県農政部農業経営課に 1 部提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 岐阜県農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日農振第 63 号）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。